

## 外国雑誌センター館 人文・社会科学系資料収集方針

改正 平成 25 年5月14 日

最終改正 令和2年7月1日

外国雑誌センター館会議

### (目的)

第1条 この方針は「外国雑誌センター館資料収集方針」(平成13年7月3日外国雑誌センター館会議決定)(以下「収集方針」という。)第7条に基づき、人文・社会科学系外国雑誌センター館(以下「人文・社会科学系」という。)の資料収集に関し、特に必要な事項を定める。

### (収集対象資料等)

第2条 収集方針第2条において収集する外国雑誌等の主題範囲及び収集対象資料は、次のとおりとする。

- 一 収集する主題の範囲は人文・社会科学系分野(『日本十進分類法新訂10版』(2014)の各主題から4類, 5類及び6類のうち農学系を除いた範囲)とする。
- 二 収集する資料の種類は以下のとおりとする。
  - (1) タイトル単位の冊子及び電子ジャーナル
  - (2) 人文・社会科学系分野の電子ジャーナルを主な収録対象とするパッケージ
  - (3) バックナンバー及び電子ジャーナル等電子的資料のバックファイル

### (電子的資料の選定条件)

第3条 電子的資料の購入にあたっては、「外国雑誌センター館電子的資料収集に関する申し合わせ」(平成25年5月14日外国雑誌センター館会議決定)によるものとする。

### (研究動向の把握)

第4条 収集方針第5条第一号(3)における研究動向の把握は次のとおりとする。

- 一 人文・社会科学系の学内関係者(学内の関連委員会及び関連講座等)からの情報収集
- 二 関連資料の調査による情報収集

### (新規購入タイトルの調査ツール及び調査方法)

第5条 収集方針第5条第三号における調査ツールは以下のとおりとする。

Social Sciences Citation Index

Arts & Humanities Citation Index

Sociological Abstracts

Index to Legal Periodicals & Books

EconLit

ERIC

PsycINFO

2 前項のツールによる調査のほか、次の各号に該当するタイトルも考慮する。

- 一 NACSIS-ILL 統計による自館の複写依頼が多い未収集誌。
- 二 その他の調査等により人文・社会科学系で重要と判断される未収集誌。

附 則 この方針は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この方針は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。